

供給条件説明事項

この書面は、電気事業法第2条の13に基づき、お客さまが Sailer Energy 株式会社との間の電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願い致します。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、別途お客さまに交付する「電気需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではございませんので、その他詳細事項等は、「電気需給約款」をご参照ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

Sailer Energy 株式会社指定の様式による申込。

(2) 契約期間

本契約書に記載の需給開始日から1年間。契約の更新については、「電気需給約款」の条件に従います。なお、本契約を更新する場合、お客さまは、Sailer Energy 株式会社がインターネットのウェブサイトに記載する方法その他、Sailer Energy 株式会社が適切と判断した方法（以下「Sailer Energy 株式会社が適切と判断した方法」といいます。）により行うことおよび説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第20条をご参照ください。

(3) 供給開始予定日

お客さまと協議のうえ定める日。

(4) 契約電力等

契約電力等はお客さまの電気設備、現在の電力供給契約に従うものとします。

(5) 供給電圧・周波数

〈供給電圧〉

供給電圧は標準電圧100Vまたは200Vとなります。

〈周波数〉

周波数は、お客さまのお住いの区域ごとに以下の通りとなります。

50Hz：東北電力管内、東京電力パワーグリッド管内

（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市並びに群馬県の一部は60Hz）

60Hz：中部電力管内

（ただし、長野県の一部は50Hz）

(6) 電気料金

毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約

超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。

(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金(燃料費調整額を含みます。)」の合計額となります。

各料金の料金単価は、別途お客さまに交付する見積書の記載をご参照ください。

(7) 料金の支払い方法

口座振替のみとなります。ただし、工事費等料金以外で本契約に基づき発生する金銭債務の支払いについては、振込みにてお支払いいただきます。料金が支払期日までに支払われない場合には、年 10%の延滞利息を申し受けます。

2. 契約の変更または解約・解除

(1) お客さまからの申し出による契約の変更または解約

〈契約の変更〉

お客さまが、申込書記載事項の変更を希望される場合は速やかに Sailer Energy 株式会社に書面でその旨を通知していただきます。なお、電気需給契約の締結日以降、需給開始日または契約電力等増加日から 1 年未満の期間内には、Sailer Energy 株式会社の事前の同意がない限り契約電力等を減少できません。詳細は、電気需給約款第 24 条をご参照ください。

〈契約の解約〉

契約の解約を希望される場合は、Sailer Energy 株式会社へ書面でその旨を通知していただきます。お客さまからの申し出による解約が、需給開始日または契約電力等増加日から 1 年未満の期間内となる場合、お客さまは、電気需給約款第 22 条に基づく違約金を Sailer Energy 株式会社にお支払いいただきます。

(2) Sailer Energy 株式会社からの申し出による契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当すると Sailer Energy 株式会社が判断した場合、Sailer Energy 株式会社は 14 日前までに書面で通知したうえで、本契約を解除することがあります。

- ① 本契約またはその他関連する契約などに基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- ② 前号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。
- ③ 差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。
- ④ 振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡としたとき。その他支払停止をなしたとき。
- ⑤ 裏書もしくは保証した手形または小切手が不渡となり、不渡後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。

- ⑥ 合併によらず解散したとき。
- ⑦ 相手方に通知せず組織または営業につき重大な変更をしたとき。
- ⑧ その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、以下の事項をお守りください。

詳細は、電気需給約款第 17 条、(2)については第 14 条をご参照ください。

- (1) 電気の供給開始に当たってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、Sailar Energy 株式会社が必要な設備を施設した場合または一般送配電事業者から設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合は、お客さまにその費用を負担していただきます。
- (2) 電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務などにご協力いただくことがあります。

4. 契約に関わる注意事項

(1) 電気の供給者

供給する電気は、Sailar Energy 株式会社が生産するものであって、媒介事業者等が供給するものではありません。

(2) 電気需給約款の変更

Sailar Energy 株式会社が必要と判断した場合は、電気需給約款を変更することがあります。その場合、Sailar Energy 株式会社は、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の Sailar Energy 株式会社が適切と考える方法により周知します。また、料金単価の変更を伴う場合、Sailar Energy 株式会社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日を書面でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。詳細は、電気需給約款第 2 条をご参照ください。

(3) 媒介事業者に対する電気料金等のお支払い

Sailar Energy 株式会社が生産する電気の債権を譲渡している媒介事業者からご契約のお申込みをされた場合、電気料金等の支払先は、当該媒介事業者となり、電気料金等の支払条件についても、本契約書および電気需給約款にかかわらず、媒介事業者が別途定める条件となる場合があります。

(4) 切替前の供給契約

Sailar Energy 株式会社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）より違約金等を請求される場合があります。詳細

は旧事業者にお問い合わせください。

(5) その他

Sailar Energy 株式会社の本契約書および電気需給約款等の電気需給契約に関する供給条件を

説明した書面を交付する場合(電気需給約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます。)、お客さまは、Sailar Energy 株式会社適切と判断した方法により行うことおよび説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第2条をご参照ください。

5. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：Sailar Energy 株式会社（登録番号：A0629）

住 所：新潟県新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3

電話番号：025-369-5842

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00